

# 第2期 江差町子ども・子育て支援事業計画

## 【概要詳細版】

令和2年度～令和6年度

子どもの幸せを第一に考え、  
すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い  
子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します

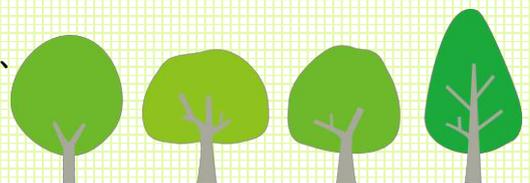


### ▶ 「江差町子ども・子育て支援事業計画」の趣旨と背景

江差町では、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」及び「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成27年度に「江差町子ども・子育て支援事業計画」（第1期計画）を策定し、子どもと保護者への支援により、安心・安全な子育て環境を整備し、子ども一人ひとりが健やかに育つ社会を実現することを目的とした各施策を推進してきました。

第2期計画は、国の動向及び第1期計画における成果と課題を十分に踏まえながら、令和2年度からの5ヶ年計画を策定し、「町の宝である子どもたちのために」

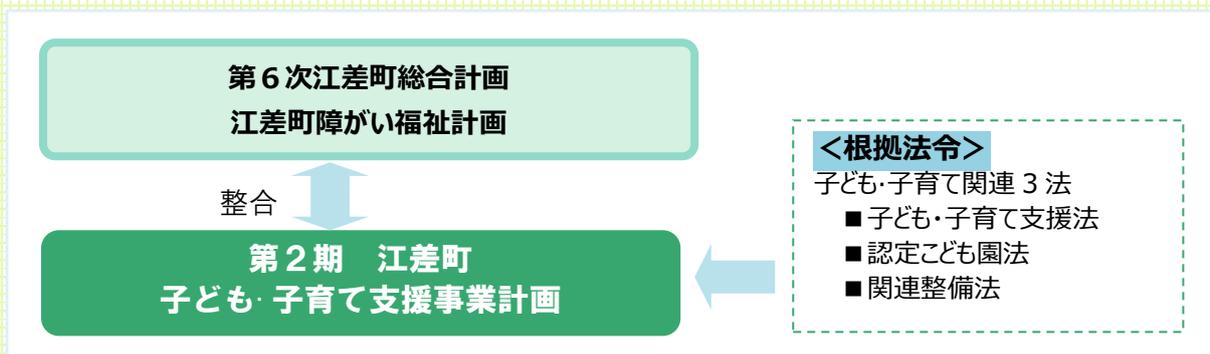
子ども自身が地域の中で心身ともに健やかに成長できるよう、町全体で子どもと子育て家庭を支援していきます。



## ▶ 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」の基本理念（第2条）と「子ども・子育て支援の意義に関する事項」を踏まえ、同法第61条を根拠に同法第77条第1項で設置している「江差町子ども・子育て会議」で意見を聴取して策定してまいりました。

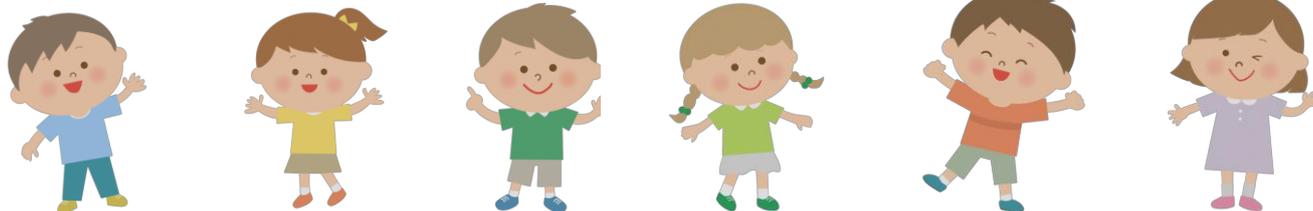
策定に当たっては、国の動向や町の現状を踏まえるとともに、これまでの町の実績との継続性を保ち、一体的に進めるために、上位計画である総合計画や福祉計画などと調和を図るものとし、特に、障がい児支援の整備にあたっては、江差町障がい福祉計画・江差町障がい児福祉計画との連携を図ります。



## ▶ 計画の期間

計画期間は、令和2年度～令和6年度の5年間とします。なお、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策の進捗状況に加え、計画全体の成果についても、年度ごとに点検・評価をしていきます。

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
江差町子ども・子育て支援事業計画 〔第1期〕					江差町子ども・子育て支援事業計画 〔第2期〕 ※本計画					
計第2期 策定					計第3期 策定					

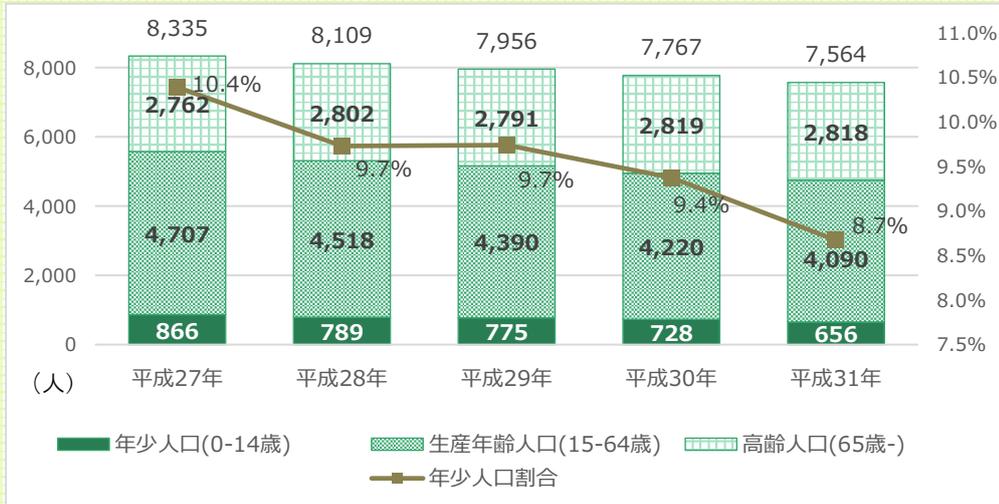


## ▶江差町の現状

主な現状として、総人口と年少人口が減少傾向にあり、働く女性の割合が増加傾向にあります。

### ■年齢3区分人口、年少人口割合の推移

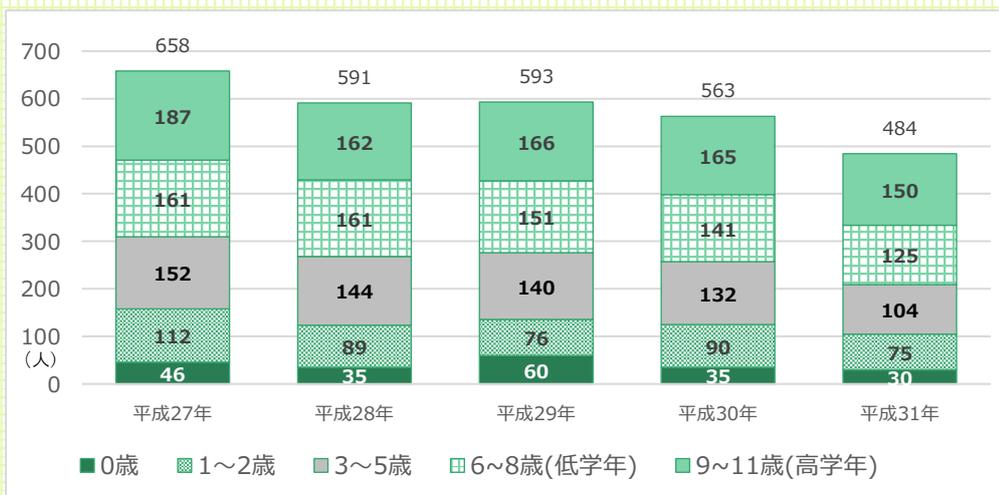
(資料：住民基本台帳)



本町の人口は減少傾向で推移しており、平成31年4月1日の人口は7,564人となっています。また、0-14歳の年少人口についても減少傾向で推移しています。

### ■児童数の推移

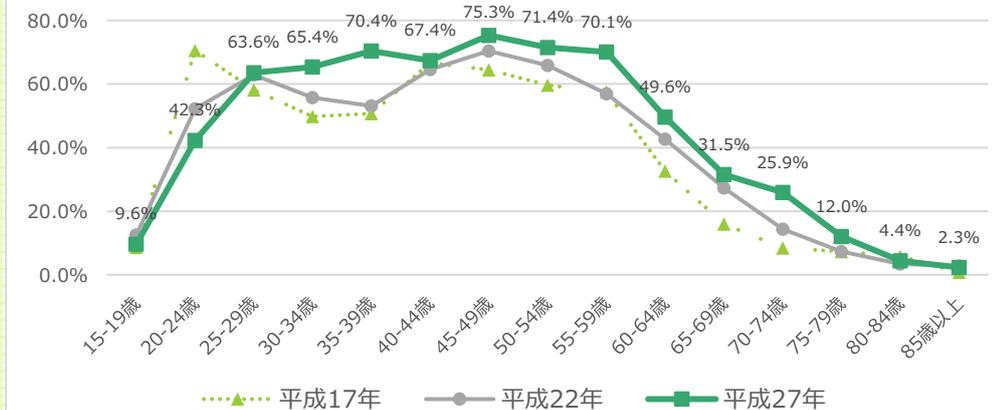
(資料：住民基本台帳)



本町の小学生以下の子ども人口は、減少傾向にあり、平成27年には658人だった小学生以下の子ども人口が、平成31年には484人となっています。

### ■女性就業率の推移

(資料：国勢調査)



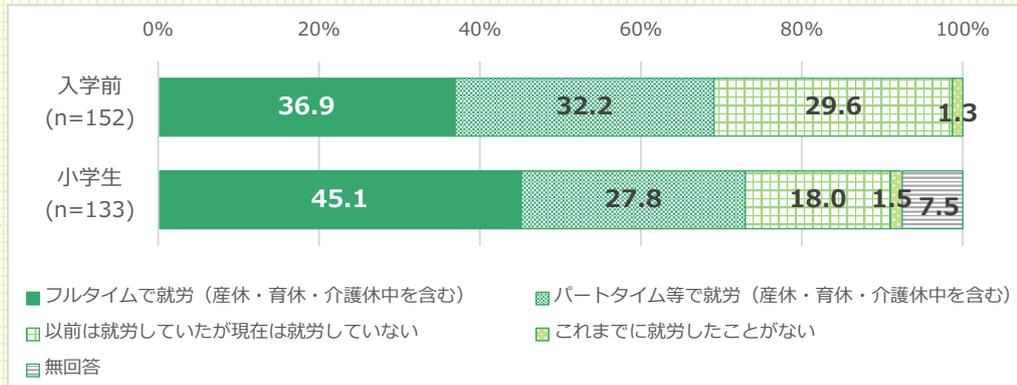
本町の女性の年齢別就業率の推移をみると、平成17年には20~30代の就業率が低く、はっきりとしたM字カーブを描いているのに対し、平成27年には曲線がゆるやかになっています。

## ▶子ども・子育てに関するアンケート調査の概要

計画策定に係る基礎資料として、保育ニーズや江差町の子育て支援サービスの利用状況や利用意向、また、子育て世帯の生活実態、今後の要望・意見などを把握することを目的に実施しました。

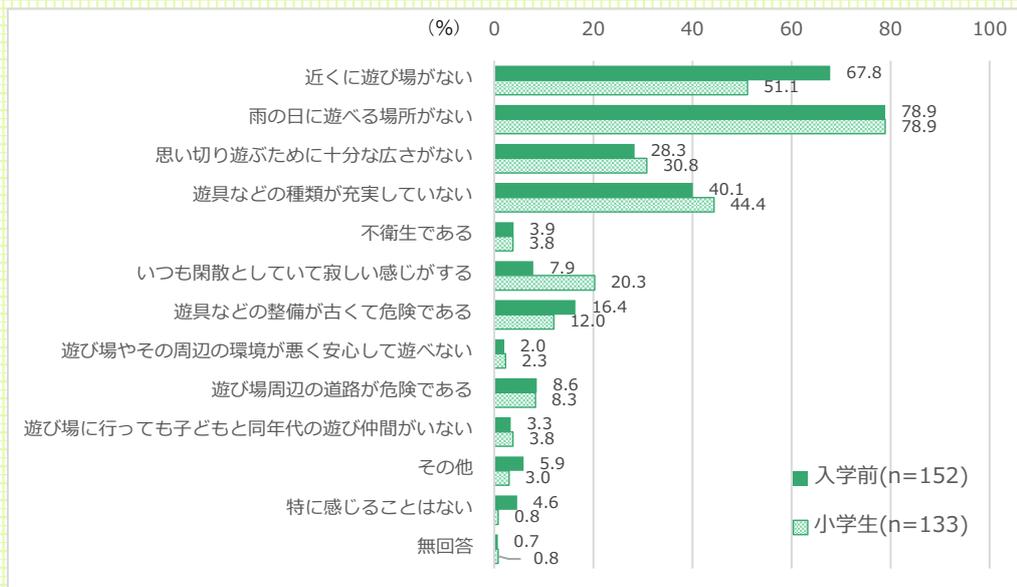
(調査期間：2018/12/11～2019/1/25、回収数：285件/小学校入学前児童保護者 152件、小学生保護者 133件)

### ■保護者（母親）の就労状況



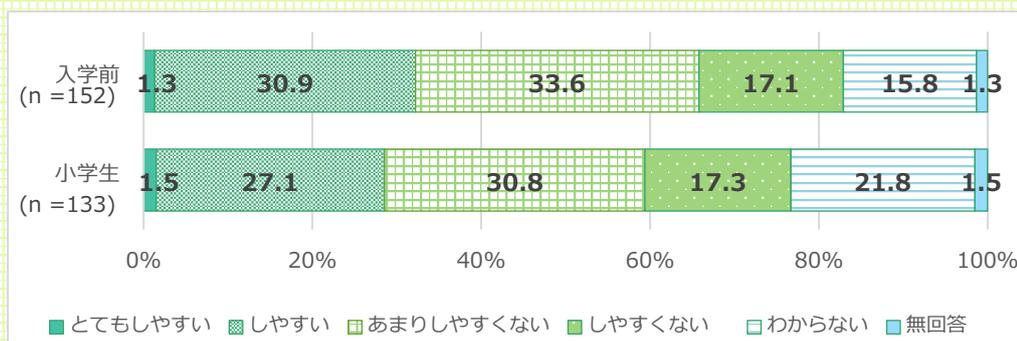
保護者（母親）の就労状況について、「フルタイムで就労している」がもっとも多く、ついで「パートタイム等で就労している」が多く回答されていました。

### ■子どもの遊び場について



遊び場のニーズについて、「雨の日に遊べる場所がない」が最も多く、ついで「近くに遊び場がない」「遊具などの種類が充実していない」が多く回答されていました。

### ■江差町の子育てのしやすさ



町の子育てのしやすさ（満足度）について、「あまりしやすくない」がもっとも多く回答されていました。

## ▶ 計画の基本的な考え方・体系

第1期計画では、子どもの最善の利益の実現のため、父母その他の保護者が子育てについての根本的な責任を有するという基本的認識の下に、地域全体で子どもや子育て家庭を支える社会の構築を目指し、次の基本理念を掲げました。第2期計画においても、この基本理念に基づき、より一層施策を推進していきます。

### 【基本理念】

**子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもと子育て家庭を地域全体で支え合い、子どもの最善の利益が実現されるまちづくりを目指します。**

#### 基本目標1 のびのび子育て

教育・保育・子育てサービスを充実させ、安心して子育てできる環境を目指します。

- (1) 教育・保育の提供体制の充実
- (2) 教育・保育・子育て支援サービスの質の向上
- (3) 子育て世帯への経済的支援

#### ＜施策＞

- ・認可保育所・認定こども園等の設置・運営
- ・一時預かり事業、慣らし保育等
- ・放課後児童対策事業
- ・給食費補助、子育て応援券交付事業
- ・子ども医療費助成事業 など

#### 基本目標2 すこやか子育て

妊娠・出産・子育て期を通じた親と子の心身の健康を支援します。

- (1) 母子の健康づくりの推進
- (2) 相談支援体制の充実

#### ＜施策＞

- ・母子健康手帳交付、妊産婦健診、妊婦訪問
- ・不妊相談、不妊治療費助成事業
- ・新生児訪問、乳幼児相談、乳幼児健診
- ・地域子育て支援センター事業 など

#### 基本目標3 あんしん子育て

安全・安心が保たれ、子育て家庭に優しく住みよい街づくりを進めます。

- (1) 子育て家庭が暮らしやすい環境の整備
- (2) 子どもの安全の確保

#### ＜施策＞

- ・公園整備事業
- ・安全な歩道整備事業
- ・交通安全教室
- ・地域防犯体制づくりの推進 など

#### 基本目標4 みんなで子育て

学校・家庭・地域が連携し、地域社会の中で子どもの成長を支えます。

- (1) 確かな学力、体力向上に向けた子どもの育成
- (2) 家庭や地域による子どもの育ち支援

#### ＜施策＞

- ・ティーム・ティーチングや少人数指導
- ・小中一貫教育の推進
- ・スポーツ少年団活動や地域子ども会活動支援
- ・子どもの居場所づくり事業の推進 など

#### 基本目標5 つながる子育て

ひとりひとりの特性を尊重した子育てがすすめられるような体制を整備します。

- (1) 児童虐待防止対策の推進
- (2) 障がい支援施策の推進
- (3) ひとり親家庭に対する支援の充実

#### ＜施策＞

- ・児童虐待早期発見事業
- ・おや？おや？安心サポートシステム
- ・障がい福祉計画の推進
- ・特別支援教育支援員事業
- ・ひとり親家庭医療費助成事業 など

#### 基本目標6 はばたく子育て

生まれ育った環境により将来への希望をなくすことなく成長できる支援を整備します。

- (1) 子どもの未来を応援する施策の推進

#### ＜施策＞

- ・生活就労サポートセンターひやまとの連携
- ・町内企業・事業所との連携（就労体験）
- ・放課後学習、キャリア教育の推進、冒険王クラブ等の実施 など

## ▶子ども・子育て支援事業計画の推進

### (1) 子ども・子育て支援事業計画について

子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により、市町村は基本指針に即して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関する計画（市町村子ども・子育て支援事業計画）を定めるものとされています。

#### ●幼児期の教育・保育事業●

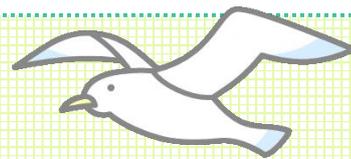
教育・保育の必要量の認定

●1号認定・2号認定・3号認定（特定・教育保育施設等の定員の確保）

区分	年齢	
1号認定	3歳～5歳	学校教育のみ（幼稚園・認定こども園）
2号認定		幼児期の学校教育の意向が強い（幼稚園・認定こども園）
3号認定	1歳～2歳	保育の必要性あり （保育園・認定こども園・小規模保育事業など）
	0歳	

#### ●地域子ども・子育て支援事業●

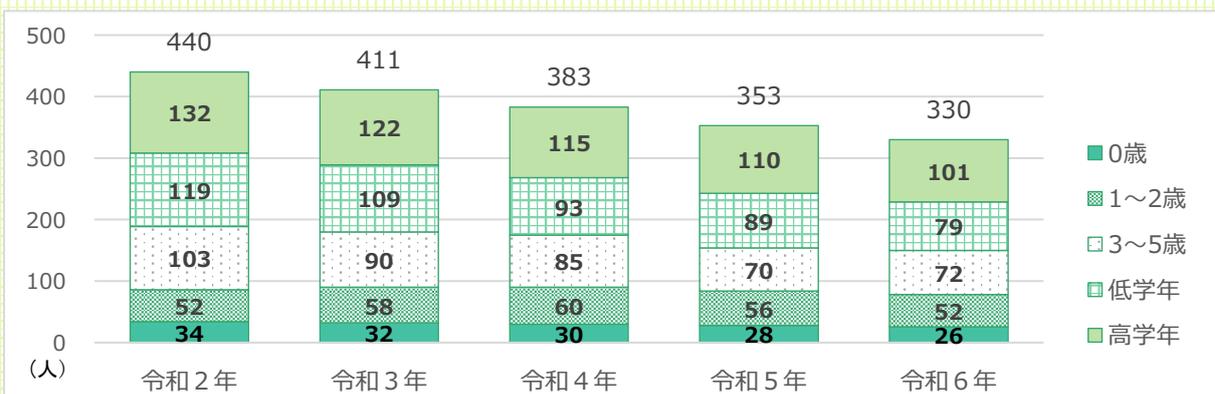
- |   |  |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>①利用者支援事業</li> <li>②時間外保育事業</li> <li>③放課後児童健全育成事業</li> <li>④子育て短期支援事業</li> <li>⑤地域子育て支援拠点事業</li> <li>⑥一時預かり事業</li> <li>⑦病児・病後児保育事業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑧子育て援助活動支援事業</li> <li>⑨乳児家庭全戸訪問事業</li> <li>⑩養育支援訪問事業</li> <li>⑪妊婦健康診査事業</li> <li>⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業</li> <li>⑬多様な主体が本制度に参入するための事業</li> </ul> |
|---|--|



### (2) 教育・保育の量の見込み及び確保方策

#### ①子どもの人口の見通し

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めるため、本町における子どもの将来人口を推計しました。



②教育・保育の量の見込みと確保方策

町に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、認可外保育施設等の利用状況」に、利用希望を踏まえて、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の見込み（必要利用定員総数）」を以下の区分で設定します。

■ 1号

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		1号 認定	(2号) 学校教育 希望								
①量の見込み		3人	35人	3人	30人	3人	28人	2人	23人	2人	24人
		38人		33人		31人		25人		26人	
確保の 内容	認定こども園(1号 枠)、幼稚園	38人		33人		31人		25人		26人	
	②合計	38人		33人		31人		25人		26人	
②-①		0人		0人		0人		0人		0人	

※「(2号)学校教育希望」: 保育認定(2号)のうち、幼児期の学校教育のニーズが強いと推定されるもの

■ 2号

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		2号認定 (幼児期の「学 校教育希望」を 除く)		2号認定 (幼児期の「学 校教育希望」を 除く)		2号認定 (幼児期の「学 校教育希望」を 除く)		2号認定 (幼児期の「学 校教育希望」を 除く)		2号認定 (幼児期の「学 校教育希望」を 除く)	
①量の見込み		51人		44人		42人		35人		36人	
確保の 内容	認定こども園(2号枠)、 保育所	51人		44人		42人		35人		36人	
	②合計	51人		44人		42人		35人		36人	
②-①		0人		0人		0人		0人		0人	

■ 3号

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定		3号認定	
		0歳	1・2歳								
①量の見込み		7人	42人	7人	47人	7人	48人	7人	48人	6人	45人
確保の 内容	認定こども園(3号枠)、 保育所	7人	42人	7人	47人	7人	48人	7人	48人	6人	45人
	②合計	7人	42人	7人	47人	7人	48人	7人	48人	6人	45人
②-①		0人	0人								



### (3) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

事業名	見込みと確保方策	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用者支援事業 ：教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用についての情報提供・相談・助言等を行い、調整を行う事業	見込み(か所)	1	1	2	2	2
	確保方策(か所)	1	1	2	2	2
②時間外保育事業/1か所 ：通常の利用日及び利用時間以外において、保育所等で引き続き保育を実施する事業	見込み(人/月)	2	2	2	2	2
	確保方策(人/月)	2	2	2	2	2
③放課後児童健全育成事業/2か所(江差小学校・南が丘小学校) ：保護者が就労等で昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等において適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業	見込み1年(人)	13	9	7	11	6
	見込み2年(人)	9	10	7	6	9
	見込み3年(人)	12	12	13	12	6
	見込み4年(人)	2	2	2	1	2
	見込み5年(人)	6	6	5	3	5
	見込み6年(人)	5	4	4	2	4
	見込み合計(人)	47	43	38	35	32
	確保方策(人)	55	55	55	55	55
④子育て短期支援事業/0か所 ：保護者の疾病等により、子どもの養育が一時的に困難な場合に児童を養護施設等で預かる事業	見込み(人/年)	0	0	0	0	0
	確保方策(人/年)	事業実施に向けた検討				
⑤地域子育て支援拠点事業(子育てひろば事業)/1か所 ：地域の子育て中の家庭の交流促進や育児相談等を行う事業	見込み(人/年)	211	220	220	206	191
	確保方策(人/年)	211	220	220	206	191
⑥病児・病後児保育事業 ：病気の児童について、病院等に敷設された専用スペースにおいて、看護師等が一時的に保育等を行う事業	見込み(人/年)	318	303	294	259	252
	確保方策(人/年)	事業実施に向けた検討				
⑦一時預かり事業(幼稚園)/1か所 ：家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預り、保護を行う事業	見込み1号(人/年)	126	110	104	86	88
	見込み2号(人/年)	825	720	681	563	576
	確保方策(人/年)	951	830	785	649	664
⑦一時預かり事業(保育所)/3か所 ：家庭において一時的に保育が困難になった乳幼児について、保育所、幼稚園その他の場所で一時的に預り、保護を行う事業	見込み(人/年)	911	868	844	825	723
	確保方策(人/年)	911	868	844	825	723
⑧子育て援助活動支援事業(ファミリーサポートセンター事業) ：児童の預かり等の援助を受けたい者と、援助をしたい者との相互援助活動の連絡、調整を行う事業	見込み(か所)	0	0	0	0	0
	確保方策(か所)	0	0	0	0	0
⑨乳児家庭全戸訪問事業 ：生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、支援に関する情報提供等を行う事業	見込み(人/年)	37	35	33	31	29
	確保方策(人/年)	37	35	33	31	29
⑩養育支援訪問事業 ：特に養育支援が必要とされる家庭に対して、保健師・助産師・保育士等が支援を行う事業	見込み(人/年)	11	11	10	9	9
	確保方策(人/年)	11	11	10	9	9
⑪妊婦健康診査事業(14回) ：妊婦に対して、妊娠期間中の適切な医学的検査を実施する事業	見込み(人/年)	50	47	44	41	38
	確保方策(人/年)	50	47	44	41	38
⑫実費徴収に係る補足給付 ：保護者の所得等を勘案して、教育・保育に必要な物の購入費用等を助成する事業	見込み	事業実施に向けた検討				
	確保方策	事業実施に向けた検討				
⑬多様な主体参入促進 ：新規参入事業者に対し相談等を行い、参入を促進するための事業	見込み	事業実施に向けた検討				
	確保方策	事業実施に向けた検討				

第2期 江差町子ども・子育て支援事業計画<概要詳細版> 令和2年3月

江差町役場 町民福祉課 TEL: 0139-52-6720 FAX: 0139-52-5666